

公益財団法人 公益法人協会

「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」のご案内

東日本大震災発災以降、政府、自治体はもとより多くのボランティア、民間非営利団体が様々な復旧・復興に向け支援活動を展開してきました。被災地都市部では表面上もう何ごともなかったかのように見えますが、都市部からさらに歩みを進めると今なお復興は緒についたばかりという状況です。仮設住宅から復興住宅の建設、入居へと進んでいる地域もあれば、復興計画は立案したものの住民と自治体との間で移転に向けた事業化の合意にいたりず、明日の見えない不安な日々を送っている人々、ふるさとに戻ることさえできず、県内県外への避難生活をいまだ強いられている人々数多くいます。見えにくくなっていますが、現在は緊急支援の段階から生活支援の必要な段階に移っているのです。

そのような中、いまだサポートを続けているのは地元で活動する非営利団体の人々です。多感で敏感な子どもの心を、音楽やキャンプを通してケアしようと支援する団体、仮設住宅を回り孤立しがちな住民の心に寄り添う活動を続ける団体、高齢化、人口流失が進む離島で介護と観光で人を呼び戻そうと奮闘している団体、いつ帰れるとも目途のたないふるさとを取り戻そうと粘り強く町民たちの心を鼓舞し続ける団体、など数多くの団体が岩手、宮城、福島の各地で支援活動を続けています。

これらの団体が一様に訴えるのが活動資金の枯渇です。支援活動を続けたくてもできない。資金がなければ活動を縮小せざるを得ず、スタッフさえ減らさざるを得ない。そのような状況中でもなお支援活動を続けています。

公益法人協会では、発災当初、緊急支援のための救援基金を立ち上げ、地元 NPO 団体に配分させていただきましたが、今なお不自由な生活を強いられながらも、気持ちを鼓舞し、立ち上がろうとしている人々や、地元で支援活動を続ける団体のお役に立ちたい、ともに歩んでいきたいという思いから、再び寄附金募集を実施し、「東日本大震災草の根支援組織応援基金」を立ち上げることといたしました。

この基金は、支援活動に従事される公益法人、一般法人、特定非営利活動法人をはじめとする現地で活動を続ける団体に配分させていただきます。みなさまの暖かい支援を心よりお待ちしております。

2013 年 6 月

「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」募集要領

(公財)公益法人協会

1 寄附金の単位

- ・公益法人、一般法人、特例民法法人 一口以上 一口：20,000円
- ・その他の法人および個人 一口以上 一口：5,000円

2 必要経費

配分先団体募集・調査・選考、成果の検証、及び寄附者への報告事務等の必要経費として寄附金総額の10%以内を充当させていただき、残額は全額助成金として使用します。

3 配分

公益法人、一般法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人など現地において被災者の「生活再建」に係る支援活動を主目的として活動する団体(任意団体を含む)に助成します。

4 配分委員会

有識者から構成される配分委員会を公益法人協会内に設置し、配分先はこの配分委員会の推薦により理事会で最終決定します。

5 募集期間

特に期限を設けません(但し、事情により終了するときは理事会の承認を得るものとする。)

6 ご寄附のお手続き・税制上の優遇措置

- 1) 所定の申込書に必要事項を記入の上ファックスで下記にお送りください。

ファックス： 03-3945-1267 総務課長 加藤 宛て

- 2) 振込先口座は次の通りです。

みずほ銀行 駒込支店 (銀行コード：0001、支店コード：559)

普通預金口座 1212631

口座名義 公益財団法人公益法人協会 東日本大震災 草の根支援組織応援基金

コウエキザイダンホウジンコウエキホウジンキョウカイ ヒガシホンドアイソサイ クサノネエンソウキョウエンキョウ

※「公益財団法人」は「財」または「ザイ」で略していただくことが可能です。(振込手数料はご負担お願い申し上げます。)

- 3) 弊協会への寄附は特定公益増進法人に対する寄附金となり、法人は損金参入が可能、個人の方は所得税の寄附金控除または税額控除のどちらかを選択することができます。
- 4) 寄附していただいた方のお名前は匿名希望の場合を除き、弊協会ホームページ及び配分先団体への配分決定通知文書にお名前、金額を掲載させていただきます(住所は一切公表いたしません)

以上